

岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計 に係るプロポーザル手続実施について

岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計に係るプロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、公告します。

平成27年2月5日

岐阜市長 細江茂光



1 業務概要

- (1) 業務名 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託
- (2) 業務内容 実施設計業務（基本設計を含む。）
- (3) 履行期限 平成29年2月28日（火）

2 業務の詳細な説明

委託業務は、5(2)により交付する「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

3 受託者の選定

- (1) 本業務の受託者の選定に当たっては、代表企業と市内企業からなる設計共同体の組成を義務とする。
- (2) 代表企業は、公募型プロポーザルにより、定められた期限内に代表企業として参加表明書を提出した者（以下「代表企業参加者」という。）から、審査委員会による審査の結果、最優秀案事業者として特定された者とする。
- (3) 市内企業候補者は、定められた期限内に市内企業として参加表明書を提出した者（以下「市内企業参加者」という。）のうち、4(1)ア及びウに掲げる資格要件を満たすすべての者とする。なお、市内企業参加者には技術提案書の提出は求めない。
- (4) 代表企業は、最優秀案事業者として特定された後、自らの判断により、市内企業候補者の中から2者以上を市内企業として選定し、設計共同体を組成しなければならない。なお、設計共同体の構成員となる市内企業の出資比率の合計は15%以上とする。
また、市内企業選定後2週間以内に別添6「設計共同体協定書」を市に提出しなければならない。

4 参加資格及び評価項目

(1) 参加資格

ア 代表企業参加者及び市内企業参加者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(ア) 岐阜市競争入札参加者選定要綱(平成13年6月1日決裁)第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(エ) 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定による資格停止を受けていないこと。

(オ) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月31日決裁)に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。

イ 代表企業参加者は、(1)アに掲げる要件のほか、平成16年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、次のいずれかの新築工事に係る基本設計又は実施設計業務を元請で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績のある単体企業でなければならない。

(ア) 延床面積 15,000 m²以上の国又は地方公共団体の庁舎(執務室及び窓口を主としたもの)

(イ) 延床面積 15,000 m²以上の建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成21年1月7日国土交通省告示第15号)別添2による類型4(業務施設)の第1類(事務所等)又は第2類(銀行、本社ビル、庁舎等)の建物

ウ 市内企業参加者は、(1)アに掲げる要件のほか、本市に本社を有する単体企業でなければならない。

(2) 評価項目

評価項目	評価事項
1 事務所の能力	(1) 技術職員の配置状況 (2) 同種及び類似業務の実績
2 技術者の能力	(1) 管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者の同種及び類似業務の実績 (2) 管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者の業務の経験年数 (3) 管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者の現在従事している業務の状況(専任度)
3 地域経済への貢献	(1) 市内企業の活用(設計共同体組成時の市内企業の出資比率)
4 業務実施方針及び手法	(1) 業務の理解度と取組意欲 (2) 設計チームの事務取組方針 (3) 市民参加の考え方 (4) 特定テーマに対する技術提案の的確性、創意・工夫、実現性の考慮等
5 見積額	(1) 設計業務委託の見積額

5 手続等

(1) 担当課 岐阜市行政部管財課(本庁舎低層部1階)

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

電話番号 058-214-6558

FAX番号 058-262-4554

電子メール kanzai@city.gifu.gifu.jp

担当者 田中、小澤、辻川、野田

(2) 説明書の交付

ア 交付期間 平成27年2月5日(木)から平成27年2月20日(金)まで(土

曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所 (1) の担当課で交付する。なお、市のホームページからも入手することができる。

岐阜市ホームページ (<http://www.city.gifu.lg.jp/>)

ウ 交付する関係資料

(ア) 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル手続実施について

(イ) 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル説明書

(ウ) 別添 1 業務委託契約書（案）

(エ) 別添 2 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託仕様書

(オ) 別添 3 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル
代表企業参加表明書作成要領

(カ) 別添 4 代表企業参加表明書様式

(キ) 別添 5 競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）様式

(ク) 別添 6 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託
〇〇・□□・△△設計共同体協定書様式

(ケ) 別添 7 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル
技術提案書作成要領

(コ) 別添 8 技術提案書様式

(サ) 別添 9 岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル
市内企業参加表明書作成要領

(シ) 別添 10 市内企業参加表明書様式

(3) 代表企業参加表明書の提出

ア 作成方法

別添 3「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託プロポーザル代表企業参加表明書作成要領」によること。

イ 提出方法

2 部を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

ウ 提出先

5 (1) に同じ。

エ 提出期間

平成 27 年 2 月 5 日（木）から平成 27 年 2 月 20 日（金）まで

土、日及び祝日は除く。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

オ その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(4) 市内企業参加表明書の提出

ア 作成方法

別添 9「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル市内企業参加表明書作成要領」によること。

イ 提出方法

1 部を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

- ウ 提出先
5 (1) に同じ
- エ 提出期間
平成 27 年 2 月 5 日 (木) から平成 27 年 2 月 20 日 (金) まで
土、日及び祝日は除く。
受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)
- オ その他
要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(5) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

- ア 質問は、文書 (書式自由、ただし、A4 判とする。) により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール (持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。) のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを併記すること。
 - (ア) 質問の受付部署
5 (1) に同じ。
 - (イ) 質問の受付期間
平成 27 年 2 月 5 日 (木) から平成 27 年 2 月 10 日 (火) まで
土、日は除く。
受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)
持参以外の場合は、受付期間内に必着のこと。
- イ 質問に対する全ての回答は、平成 27 年 2 月 16 日 (月) までに質問者を伏せた形で市のホームページで公表する。
ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(6) 技術提案書の提出

- ア 作成方法
別添 7「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル技術提案書作成要領」によること。
- イ 提出方法
30 部を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。) で提出すること。また、見積書は原本 1 部を提出すること。
- ウ 提出先
5 (1) に同じ。
- エ 提出期間
平成 27 年 3 月 4 日(水)から平成 27 年 4 月 20 日 (月) まで
土、日及び祝日は除く。
受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)
- オ その他
 - ・エの提出期間内に技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
 - ・要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(7) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、文書（書式自由、ただし、A4 判とする。）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

(ア) 質問の受付部署

5 (1) に同じ。

(イ) 質問の受付期間

平成 27 年 3 月 4 日(水)から平成 27 年 3 月 13 日(金)まで

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（土、日を除く。）

持参以外の場合は、受付期間内に必ず到着させること。

イ 質問に対する回答は、平成 27 年 3 月 20 日(金)までに技術提案書提出要請者全員に対して電子メールにより行う。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6 プロポーザルの審査

(1) 審査

審査委員会において、プロポーザルの書面審査及びヒアリングを実施し、最優秀案事業者を特定する。ただし、最優秀案事業者に参加資格の喪失や失格などが発生したときには、次点提案者を最優秀案事業者に繰り上げ特定する場合がある。

(2) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者に対し速やかに書面により通知する。また、審査結果等については市のホームページ等で公表する。

7 審査委員会

本プロポーザルにおいて、委託事業者の選定にあたっての審査は、新庁舎建設基本及び実施設計業務委託事業者審査委員会で行う。

8 契約

本業務を委託する相手方については、代表企業と市内企業からなる設計共同体を対象として市の内部手続を経た上で決定するので、最優秀案事業者の特定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

9 その他

(1) 参加表明書及び技術提案書の提出は、応募者 1 者につき各 1 案とする。

(2) この提案の作成に要した費用、旅費その他この提案に関する一切の経費は、応募者の負担とする。